

会 議 録

会 議 の 名 称	令和5年度 第1回 新座市立学校通学区域審議会
開 催 日 時	令和5年8月30日（水）午後2時00分から 午後3時00分まで
開 催 場 所	新座市役所 第二庁舎 1階 市民ギャラリー1・2
出 席 委 員	<p>新座市P T A・保護者会連合会代表 飛田 佳子</p> <p>新座市P T A・保護者会連合会代表 刈田 友枝</p> <p>新座市立小学校長会会長 梅田 竜平</p> <p>新座市立小学校長会副会長 浜田 祐加</p> <p>新座市立中学校長会会長 小関 直</p> <p>新座市立中学校長会副会長 斉藤 直之</p> <p>新座市町内会連合理事 本間 健悦</p> <p>新座市町内会連合理事 佐原 範久</p> <p>新座市町内会連合理事 高橋 和久</p> <p>ふれあい地域連絡協議会代表 山崎 正明</p> <p>ふれあい地域連絡協議会代表 加藤 文保</p> <p>学校教育部長 杉原 浩二</p>
事 務 局 職 員	<p>学校教育部副部長兼学務課長 河村 雅博</p> <p>同副課長兼人事・学事係長 小島 亜紀子</p> <p>同課主査 永井 美由紀</p> <p>同課主事補 高見澤 太一</p>
会 議 内 容	<p>1 開会</p> <p>2 部長あいさつ</p> <p>3 委員紹介</p> <p>4 会長、副会長選任</p> <p>5 議事</p> <p>(1) 通学区域再編成案に関する報告事項について</p> <p>(2) その他</p> <p>6 閉会</p>
会 議 資 料	<p>次第</p> <p>令和5年度新座市立学校通学区域審議会委員名簿</p> <p>資料1-1 学区図（通学区域再編成案）</p> <p>市の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定のものに不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため（情報公開条例第7条第3号に該当）、公表しない。</p>

会 議 資 料

資料 1 - 2 前審議会での検討結果及び学区再編成方針について

市の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定のものに不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため（情報公開条例第7条第3号に該当）、公表しない。

資料 2 - 1 令和4年度児童生徒推計表（令和4年10月1日現在）

市の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定のものに不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため（情報公開条例第7条第3号に該当）、公表しない。

資料 2 - 2 令和5年度児童生徒推計表（令和5年5月1日現在）

市の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定のものに不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため（情報公開条例第7条第3号に該当）、公表しない。

資料 3 東北小学校、第二中学区に建設中のマンションの入居児童生徒数（人）の見込みについて

市の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定のものに不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため（情報公開条例第7条第3号に該当）、公表しない。

資料 4 事由別指定校変更の申請状況（中学校）

市の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定のものに不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため（情報公開条例第7条第3号に該当）、公表しない。

	<p>資料5 開発行為等一覧（建築物の用途が住宅に係るもの）</p> <p>市の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定のものに不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため（情報公開条例第7条第3号に該当）、公表しない。</p> <p>新座市立学校通学区域審議会条例</p>
公開・非公開の別	<p>1 公開 2 一部公開 3 非公開</p> <p>（傍聴者 0人）</p>
その他の事項	<p>特になし</p>
審議の内容	
<p>1 開会（事務局）</p> <p>2 あいさつ（学校教育部長）</p> <p>3 委員紹介</p> <p>4 会長、副会長選任 新座市立学校通学区域審議会条例第5条第1項の規定により、委員の互選により会長に杉原委員（学校教育部長）、副会長に小関委員（新座市立中学校長会会長）が選任される。</p> <p>5 議事 学務課長より、資料1～5に基づき、次第(1)前審議会での検討結果及び学区再編成方針について説明を行った。 事務局より、議事に係る資料説明を行った。</p> <p>学務課長 新座市立学校通学審議会において令和3年度から検討を進めていた、第二中学校の狭隘化に端を発した北部地域の通学区域の再編成（第二中、第四中、東北小、新座小、新開小及び大和田小）について、資料1-1の学区図案のとおり令和4年度12月開催の当審議会第3回目の会議において、委員の皆様から了承をいただいていた。 しかしながら、令和5年度に入り、（志木駅周辺に建設中の大規模マンションの）開発業者から就学見込みとなる児童・生徒数の聞き取りを行い、最新の数</p>	

値を基に再計算したところ、ひっ迫の度合いが見込みを下回ることが判明した。

このことについて、教育長及び市長調整の結果、通学区域再編成の方針を転換し、学区再編成を見送るに至った経緯について報告する。

※ 質疑中の通学区域の再編成に関する詳細な記述については、市の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定のものに不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため（情報公開条例第7条第3号に該当）、公表しない。

一方、北部地域においては、資料5のとおり今後も志木駅前に大規模マンションが建設される可能性があること、また、新座駅前については北口の区画整理の整備状況により学齢児童生徒の増加が見込まれるため、児童・生徒推計を見守り、状況に応じて再編成について検討することについては今後も必要であると考えます。

また、平成29年度から学校規模適正化校として指定済である大和田小学校については、新座駅周辺の開発状況を考慮し、今年度以降も指定を継続する。

以上、通学区域再編成に係る方針転換について説明申し上げた。

続いて、お手元の資料について事務局から説明する。

事務局

資料2-1について

こちらは令和4年度第3回の審議会で使用した資料であり、令和6年度から令和10年度までの今後6年間の児童・生徒数及び学級数の推計表となっている。

令和4年度分について、5月1日現在の確定児童・生徒数及び学級数を反映させ、令和5年度以降の推計部分については10月1日現在の住民基本台帳を基に、現在居住されている方を学区ごと・年齢ごとに抽出して、その方々がそのまま住み続けるものとして算出している。

そこへ、志木駅周辺に開発中の大型マンションの販売戸数に対する児童生徒の見込み数を加味した推計表である。

資料2-2について

こちらは令和5年度から令和11年度までの今後6年間の児童・生徒数及び学級数の推計表である。令和5年5月1日現在の児童生徒数及び学級数の確定値を用い、令和5年度以降の推計部分については5月1日現在の住民基本台帳を基に現在居住されている方を学区ごと・年齢ごとに抽出して、その方々がそのまま住み続けるものとして算出している。

そこへ、大型マンションに対する児童生徒の見込み数について、マンションの販売状況及び業者からの報告に基づき再計算をした新たな推計表である。

なお、児童・生徒推計表について今後の転出入や指定校変更、私立学校への進学者等の見込みは反映していない。

各学校欄のクラス数において網掛けとなっている数字があるが、これは、クラスの見込数が、その学校の保有教室数を超過していることを意味している。

埼玉県においては、毎年4月1日現在の児童生徒数において学級数が確定する。

現在、小学1年生から5年生が35人学級となっており、来年度は小学6年生も35人学級となる見込みである。

資料3について

こちらは、マンションの開発業者から報告のあった販売済戸数及び入居予定者の内、義務教育に該当する児童生徒の見込み数の一覧である。

ブリリア志木ガーデンは令和5年度4月に入居開始であることから確定値となる。外の2棟については、事業者からの経過報告値となっている。

※ 質疑中の通学区域の再編成に関する詳細な記述については、市の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定のものに不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため（情報公開条例第7条第3号に該当）、公表しない。

資料4について

こちらは、過去3か年の市内公立学校の新入生に関する指定校変更申請状況をまとめた表である。

資料5について

こちらは、開発行為等の事前協議申出書の一覧であり、主に令和3年度以降報告を受けた案件の内、新座中学校、第二中学校、第四中学校に係る案件をまとめた一覧となっている。

建築用途が専用住宅や共同住宅など、児童生徒数に関わるものについて記載している。記載項目としては、事業地、用途、戸数、該当の学区となる。

以上の資料を基に来年度の見込みについて、学務課長から説明申し上げる。

学務課長（資料2-2による各学校の来年度の見込み等について）

大和田小の状況について

来年度の学級数は今年度（27学級）から1学級減の推計（26学級）である。今後6年間においては、徐々に減少していく見込みであるが、一方で、転出入等の人口の変動や新座駅前の区画整理による開発の動向を今後も注視していく必要があると考えている。

東北小の状況について

※ 質疑中の通学区域の再編成に関する詳細な記述については、市の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定のものに不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため（情報公開条例第7条第3号に該当）、公表しない。

来年度の学級数は今年度の5月1日確定数（27学級）から2学級増の推計（29学級）となる見込みである。

今後令和8年度以降には減少に転じる見込みであるが、今後も学区内における開発の状況を注視する必要があると考えている。

東野小の状況について

来年度の学級数は今年度（26学級）から1学級増の推計（27学級）である。令和7年度以降も同水準で推移するが、令和9年度以降は減数に転じる見込みとなっている。今後数年間は児童数の推移を見守りつつ、必要に応じて教室の転用等の対策をしていく必要があると考えている。

新座中学校の状況について

令和8年度以降、学級数が保有教室の上限となる推計である。

しかしながら、中学校については、私立学校への進学や指定校変更の影響が大きく、特に、新座中学校の学区域は、隣接する中学校に指定校変更で入学する生徒が多い学校でもある。

資料2-2の推計は住民基本台帳の実数をそのまま反映させており、私立学校への進学や指定校変更の変動を考慮していない。このため、実際には推計値よりも減少すると考えている。

第二中学校の状況について

来年度の学級数は今年度（29学級）から増加傾向となる推計である。令和8～9年度にはピークを迎えるが、令和10年度以降は減少に転じていく見込みである。しかしながら、今後数年間は教室の転用等の対策をしていく必要がある。

また、第二中学校においても私立学校への進学者が多い学校であることから実際の推計値よりも減少すると考えている。

全体の状況について

その他の学校については、概ね現在の保有教室数で対応が可能と考えている。

※ 質疑中の通学区の再編成に関する詳細な記述については、市の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定のものに不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため（情報公開条例第7条第3号に該当）、公表しない。

50戸を超えるような大型の開発については、上記以外には協議書の提出は今のところないが、今後も開発事業の状況を把握していく必要があると考えている。

会長 皆様から意見を頂きたい。

委員 東北小の実情についてお話ししたい。資料2-2において令和5年度の本校の児童数は847名となっており、令和5年10月の新座志木中央総合病院の裏に建設中の135戸のマンション等から転入してくる数を見込んでいるようである。本日付けの東北小の児童数は798名で、資料3の中のブリリアからの転入が21名となっているが、実際は

学区内転居者を含んでおり、実質は16名の増であった。

- ※ 質疑中の通学区域の再編成に関する詳細な記述については、市の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定のものに不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため（情報公開条例第7条第3号に該当）、公表しない。

事務局

- ※ 質疑中の通学区域の再編成に関する詳細な記述については、市の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定のものに不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため（情報公開条例第7条第3号に該当）、公表しない。

資料3において「R5」の数字については販売業者からの現状の報告値であり、学齢期相当の人数であるが、公立・私立の区別は把握していないとの回答だった。全員が公立に就学するとは限らないため、あくまでも見込み数としてとらえている。

会長 学校の現状について御報告いただいた。現在も販売中の物件であり、契約数が伸びれば見込みの数字も上振れる可能性はあると考えられる。他に意見があるか。

委員 資料3のエクセレントシティ志木は北野の森保育園の隣接地の物件でよいか。

事務局 そのとおりである。

- ※ 質疑中の通学区域の再編成に関する詳細な記述については、市の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定のものに不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため（情報公開条例第7条第3号に該当）、公表しない。

会長 関連して質問はあるか。その他の質問でもお受けする。

- ※ 質疑中の通学区域の再編成に関する詳細な記述については、市の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定のものに不当に利

益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため（情報公開条例第7条第3号に該当）、公表しない。

事務局

※ 質疑中の通学区域の再編成に関する詳細な記述については、市の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定のものに不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため（情報公開条例第7条第3号に該当）、公表しない。

委員 通学区を変更しない方針転換があり、今後、当審議会は教室数が不足する学校について検討する会議となると考えられる。学区の再編成と聞いて、地域に関わる問題にもなることから参加していたが、今後は学校における教室数の運用の問題のみとなることから我々は会議に参加必要があるのか。

副会長 私見であるが、市民の方の感覚として、例えば大和田小や第二中学校、東北小を目指して通わせたいなどといった方もおり、本来、公立校であるから教育水準は均一であるはずであるが、知人宅に住所を移して通っている児童生徒もいるようである。今回の方針転換によって、スイートマークス等周辺の地域からの越境は認められなくなるが、そういった意識のところがつながっていくと、今後、（教育水準に関する）不公平感にもつながっていくと思われる。将来的には（学区編成について）、教育の均一化を図る目的で、審議の余地はあるものと思われる。多様な意見交換の場として、審議会は機能させていった方がよいのではないかと考える。

会長 今後も学区変更の余地は残されており、安全面の観点からも、地域の様子等をはじめとする御意見をお寄せいただきたい。
ほかに御意見・御質問のある方は。
ないようであれば、事務局から(2)その他についてお願いしたい。

事務局 次回の審議会の日程について11月から12月の実施を予定している。御都合伺いを机上に配布させていただいたので、お帰りの際提出いただきたい。

会長 以上で審議は終了となるので、議事を事務局に戻す。

6 閉会（事務局）